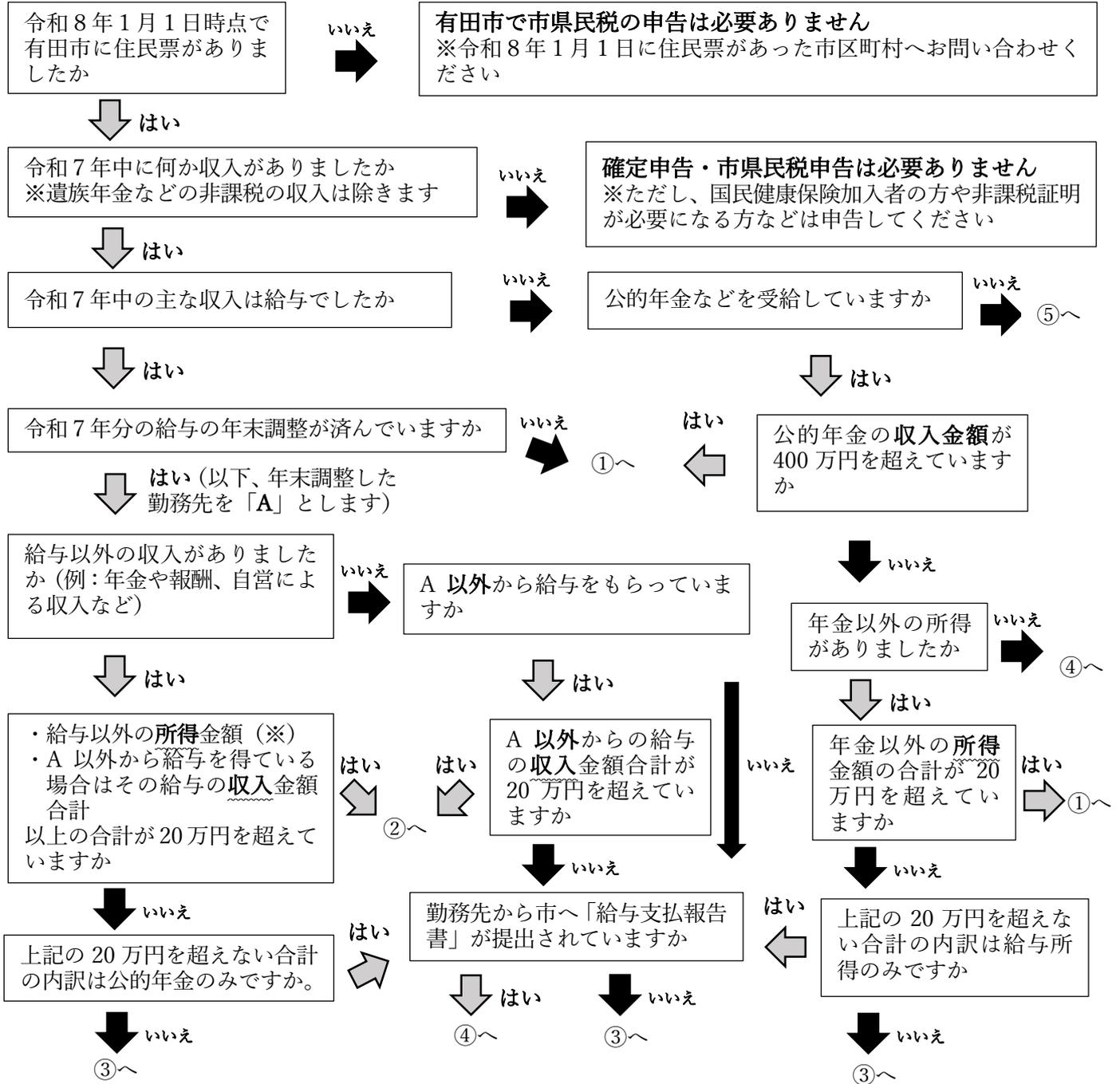


令和8年度（令和7年分） 市民税・県民税 申告の要否確認フローチャート

- ・給与所得者、年金受給者の方は源泉徴収票をお手元にご準備いただき、収入金額、所得金額をご確認ください。源泉徴収票の見方や年金所得額がわからない場合は、有田市ホームページ「市民税・県民税 申告の手引き」の別紙2裏面を参考にしてください。
- ・令和7年中に中途退職しその後再就職した方は、下記では正しい確認ができないことがあります。お電話にてお問合せください。

(スタート)



①	所得税の確定申告が必要です
②	所得税の確定申告が必要です ※ただし、給与の収入金額の合計額から所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。その場合でも市県民税の申告は必要となる場合があるのでお問い合わせください。
③	市県民税の申告が必要です
④	所得税の確定申告及び市県民税の申告は必要ありません
⑤	所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要です

※上記①、②場合でも、確定申告書作成の結果、納付が必要な所得税が0円となる場合などは、所得税の確定申告が不要となることがあります。その場合は③の市県民税申告を行ってください。